

令和元年6月4日
経済産業省特許庁

民間競争入札実施事業

「経済産業省特許庁庁舎の管理・運營業務の実施状況報告」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

- 特許庁では、「経済産業省特許庁庁舎の管理・運營業務」（以下「本業務」という）の競争性を確保するべく、以下のとおり取組を実施した。
 - (1) 応札に向けた準備期間を十分に確保するべく、入札公告期間を延長した（前回 51 日から今期 60 日確保）
 - (2) 新規事業者の応札に向けたハードルを下げるため、実施要領上、発注者と受注者の担務を明確に区分するとともに、現行事業者からの引継期間 1 か月を確保した。
 - (3) 対象施設として六本木グランドタワーが加わり、本業務の対象範囲や業務内容に大きな変更が生じたことから、入札説明会及び現場説明会においては参加者に対して、今回の変更点を中心に説明を行った。
 - (4) 民間事業者に求める資格や経験は必要最低限とする一方、各業務における質の向上または業務コスト削減に向けた取組については、加点評価項目として積極的に評価することとした。
 - (5) これまでの実施に要した経費、人員、施設及び設備等を実施要領上に記載するとともに、現行事業者による業務報告書等の閲覧機会を設けるなど、応札可能性のある事業者が本業務の規模及び内容等を的確に把握できるよう、積極的に情報開示を進めた。
 - (6) 意見招請の実施及び入札公告に当たっては、特許庁ウェブサイトでの周知に加え、応札可能性のある事業者に対し、個別に告知するなど、新規事業者の発掘を行った。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

- 資料2-1 「経済産業省特許庁庁舎の管理・運營業務の実施状況報告（案）」の『5. 競争性改善のための取組（2）新プロセス移行後の状況』に記載のとおりである。